

川崎市交通局ホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市交通局（以下「局」という。）が運用するホームページ（以下「局ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告掲載希望者 局ホームページに広告掲載料を負担して広告掲載を希望する者
- (2) 広告主 第10条第2項により広告掲載承認の決定を受けた者
- (3) バナー広告 局ホームページに表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするもの
- (4) 広告取扱業者 広告主の募集及び選定を行うものであって、市の業者登録を行っている者をいう。

(広告の種類)

第3条 局ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第4条 局ホームページに掲載する広告は、局の広報媒体の性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、利用者に不利益を与えないものとし、次の各号に基づき別に定める基準に該当するものは、掲載しない。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 政治・宗教に関連するもの

(3) 個人・団体の意見広告と名刺広告

(4) その他掲載が好ましくないとき川崎市交通局長（以下「局長」という。）
が認めるもの

（広告の規格）

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 広告の画像（以下「画像」という。）のサイズは、縦60ピクセル×横
120ピクセルとする。

(2) 画像の形式は、GIF、JPEG又はPNGとする。

(3) 画像の容量は、4KB以内とする。

(4) 画像が変化又は移動する場合は、目への負担が大きくなるように、
また光感受性発作を誘発させないようにしなければならない。

（広告の掲載期間）

第6条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

2 広告掲載希望者及び広告取扱業者（以下「広告掲載希望者等」という。）
が複数月の掲載を希望するときは、これを認めることができる。

3 広告掲載期間内に局の都合により局ホームページを閉鎖した場合は、その
閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合
は、掲載期間の延長は行わない。

4 広告主の責に帰さない理由により、局が広告を掲載できなかったときは、
掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1
日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（広告の募集）

第7条 広告を掲載するページ、広告の位置、広告の枠数、広告の掲載期間等
については、別途局長が定めるものとする。

（広告掲載希望者等の募集）

第8条 広告掲載希望者等の募集は、局ホームページなどの広報媒体を活用して広報し公募することとする。

2 広告掲載希望者等への募集については、局長が別途定める。

(広告掲載の申込)

第9条 局ホームページへの広告掲載希望者等は、川崎市交通局ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)を局長が指定する期限までに提出することにより申込みものとする。その際、局長は必要に応じて、掲載を希望する企業に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第10条 局長は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 局長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果、掲載内容、条件等について、川崎市交通局ホームページ広告掲載承認通知書(第2号様式)又は川崎市交通局ホームページ広告掲載不承認通知書(第3号様式)により前条の申込者に通知する。

3 局長は、広告掲載希望者等が、第7条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 第1順位 出資法人、指定管理者制度導入施設、公社、公団、公益法人
及びそれに類するもの

(2) 第2順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前号に規定するもの以外の私企業または自営業で、市内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 その他私企業または自営業等

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者等が第7条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第 1 1 条 広告主は、掲載内容、条件等を記載した川崎市交通局ホームページ
広告掲載承諾書 (第 4 号様式) を局長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第 1 2 条 広告主は、広告原稿を局長が指定する期日までに、指定する場所に
提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第 1 3 条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案した上で、そ
の月額単価の予定価格を別途局長が定めるものとする。

2 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を局長の指定する期日までに、
一括前納するものとする。

(広告内容等の変更)

第 1 4 条 局長は、広告の内容、デザイン、リンク先のホームページ内容等 (
以下「広告内容等」という。) がこの要領、川崎市交通局ホームページ広告
掲載基準、川崎市交通局ホームページバナー広告表現ガイドライン及び川崎
市交通局ホームページバナー広告募集要項 (以下「要領等」という。) に抵
触していると判断したとき、または各種法令に違反している、あるいはその
おそれがあるときには、広告主に対して、広告内容等の変更を求めることが
できる。

(広告掲載の取消)

第 1 5 条 局長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何ら
かの手続きを要することなく、広告の掲載を取消することができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 前条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき

(4) 広告内容等が、この要領等に抵触していると判断したとき、または各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき

(5) その他、局ホームページへの広告掲載が適切でないと局長が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、局ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により局長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第17条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載を取消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載決定期間の残りの月数に応じて返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日数による日割りとし、円未満は切り捨てた広告掲載料を返還するものとする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

4 第15条第2号から第5号の規定により広告掲載を取消したとき、または前条の規定により広告掲載を取り下げたときは、納入済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(掲載内容等変更の届出)

第19条 広告主は、掲載中の広告の内容、デザイン及びリンク先ホームページアドレスを月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規程により広告の内容を変更しようとする場合は、第5条の規定により広告原稿を作成し、変更しようとする月の前月20日までに川崎市交通局ホームページバナー広告掲載内容等の変更届出書(第5号様式)を局長に届出るものとする。

(審査委員会)

第20条 広告の内容、デザイン等に関する疑義を審査し、審査結果について局長に報告するため、川崎市交通局ホームページ広告掲載審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 交通局自動車部長

(2) 交通局自動車部お客様サービス課長

(3) 交通局企画管理部庶務課長

(4) 交通局企画管理部経営企画課長

(5) 交通局高速鉄道建設本部主幹(管理担当)

3 審査委員会の委員長は、交通局自動車部長とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 2 1 条 審査委員会の会議は、広告の掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査委員会の会議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第 2 2 条 審査委員会の庶務は、交通局自動車部お客様サービス課において処理する。

(その他)

第 2 3 条 この要領に定めるもののほか、局ホームページに掲載する広告に必要な事項は、別途局長が定める。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 9 月 2 5 日から施行する。